

# 令和8年執行 沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務委託仕様書

令和8年執行の沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務については、本仕様書に定めるところによるものとする。

## 1 選挙日程及び作業期間

### (1) 選挙期日

#### ア 沖縄県知事選挙

告示日 令和8年8月27日

選挙期日 令和8年9月13日

#### イ 那覇市長選挙

告示日 令和8年10月18日

選挙期日 令和8年10月25日

### (2) 作業期間

#### ア 沖縄県知事選挙

設置期間 自 令和8年8月3日 至 令和8年8月26日 (24日間)

撤去期間 自 令和8年9月14日 至 令和8年9月18日 (5日間)

#### イ 那覇市長選挙

設置期間 自 令和8年9月19日 至 令和8年10月17日 (29日間)

撤去期間 自 令和8年10月26日 至 令和8年10月30日 (5日間)

## 2 ポスター掲示場設置箇所数及び区画数

(1) 設置場所 **371ヵ所 (本市が指定する場所)**

(2) 区画数 **沖縄県知事選挙 8区画**

**那覇市長選挙 6区画**

## 3 ポスター掲示場の設置方法及び数

設置方法	足つき	杭打ち	合計
数量	298	73	371

## 4 ポスター掲示場の資材 (別紙、「基本設計図」を参照)

(1) ポスター掲示板はアルミ製、プラスチック製とし、ポスターの掲示面は凹凸がないように、また、保護フィルム等を使用する場合は弛みがないように設置すること。足材は単管パイプや角材等で掲示板を十分支えうる耐風雨性が十分確保できる強度のものを使用し設置すること。

(2) ポスター掲示場が破損した場合に早急に修復することも踏まえ、修復用の予備資材

を確保しておくこと。

(予備資材の費用、設置・移動等は、当初の契約金額に含まれるものとする。)

## 5 ポスター掲示板の表示

- (1) 掲示板に向かって右端に、注意書の文字をスクリーン印刷（黒色）で明確に記載すること。
- (2) 区画線は、おおむね10mmで明確に記載すること。
- (3) 区画番号は、掲示板の上段右側から下段右側の順に、順次左へ1から始まる一連番号とする。
- (4) 注意書欄の右下端に「投票区一番号」及び「QRコード」のラベルを貼ること。
- (5) それ以外は、別紙の「基本設計図」を参照すること。

## 6 ポスター掲示場の取替えについて

沖縄県知事選挙のポスター掲示板を那覇市長選挙のポスター掲示板に変更する際は、下記の点に注意すること。

- (1) 沖縄県知事選挙のポスターの剥がし跡が残らないようにすること。
- (2) 注意書きや区画番号のシールにシワがでないようにすること。
- (3) 足材等を残す場合には、クランプ又は針金で強固に固定した上で、飛び出した部分や角になる部分を養生し、通行人に害を与えないよう安全策を十分にとること

## 7 ポスター掲示場の設置・保守・撤去

- (1) 契約締結時に設置工事の安全対策図、ポスター掲示場の設置方法について資料を作成し提出すること。
- (2) 掲示板の設置について市選挙管理委員会の指示に従い設置すること。また、雨風等でゆがみや倒壊がないよう掲示板を強固に固定して設置すること。
- (3) ガードレールやフェンスに設置する場合は、クランプ又は針金で強固に固定すること。また、固定の際にはガードレールやフェンスと支柱等との間に布・保護ゴムをはさむなど、ガードレール及びフェンスを傷つけないようにすること。
- (4) クランプ又は針金を使用し固定する場合は、飛び出した部分や角になる部分を養生し、通行人に害を与えないよう安全策を十分にとること。
- (5) 杭打ちは、支柱などの補強材を使用し、丈夫に固定し安全策をとること。
- (6) 設置の際は、直ちに全箇所の設置写真を撮り、設置前・設置後の画像を並列させた紙文書及び電子ファイルにてまとめ、設置完了後に速やかに提出すること。電子ファイルは、コンパクトディスク（以下、「CD」という。）に取り込んでから提出すること。
- (7) 設置期間中（土、日、祝日、夜間含む）は巡回しながら破損等を確認し、破損等を見つけた次第、早急に修復し、市選挙管理委員会に報告すること。
- (8) 撤去の際は、直ちに全箇所の撤去写真（候補者のポスターが掲示されている状態）を撮り、撤去前・撤去後の画像を並列させた紙文書及び電子ファイルにてまとめ、提出すること。  
また、電子ファイルは、「CD」に取り込んでから提出すること。

(9) 設置前にポスター掲示場の現物が、仕様書通りになっているか選挙管理委員会のチェックを受けてから設置開始すること。仕様書と異なる場合は、選管の指示に従い修正すること。

(10) 令和8年8月3日及び令和8年9月24日は、那覇市役所本庁舎（掲示場番号〇-〇）にて設置式典を行う。設置式典の中で実際に設置するため、当日は設置に必要な資材や人材の準備・確保しておくこと。設置式典の詳細については、契約後、那覇市より通知する。

## 7 国道、県道、市道における設置について

道路管理者や警察等の使用許可が得られていない設置個所については、後回しにし、許可が得られ次第、選挙管理委員会からの指示に従って設置していくこと。

## 8 ポスター掲示場の設置後の場所変更について

設置後に設置場所の変更が生じた場合は、選挙管理委員会が指示する場所に移設すること。ただし、変更場所への移設費用については、当初の契約金額に含まれるものとする。

## 9 契約の履行義務

(1) 風雨など自然災害又は不測の事態によりポスター掲示場の撤去及び再設置の必要が生じた場合には、選挙管理委員会の指示により撤去を行い、事態の回復後は直ちに再設置を行わなければならない。

(2) 上記(1)の事態等によりポスター掲示場が破損した場合は、選挙管理委員会の指示により速やかに補修しなければならない。

(3) これらの場合に生じた経費については、市選挙管理委員会において負担するものとし、経費については落札した額を目途に、市選挙管理委員会と受託者で協議のうえ決定することとするが、受託者はそのためにかかる経費の根拠となる資料を契約後ただちに、提出しなければならない。

## 10 損害負担

(1) 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託業者が負担するものとする。

(2) 損害に対する保障の担保として、対人については1人につき1億円、対物については1件につき1千万円を限度とする保険に加入しなければならない。（要保険証書の写し提出）

(3) 契約期間内において、仕様書に基づき適正に設置し保守管理を行っている状況下で風雨など自然災害等により発生したすべての損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、那覇市が負担するものとする。

## 11 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上定める。

